

# 学会報告

## 日本農業法学会2003年度年次大会

堀越 孝良

2003年度の日本農業法学会・年次学術大会は、11月8日(土)に大阪府立大学で開催された。シンポジウムのテーマは、「これからの日本農業・農村を担う農業経営像と地域自治」であった。

このようなテーマが設定された背景には、構造特区法による農地に関する構造改革特区の一般化など農地法に関する議論が高まっていることがある。さらにいうならば、農地法改正論議の基礎にあるべき農業経営体像について、明確なビジョンが欠落しているとの問題認識がある。裏を返せば、農地法が予定している家族経営が、今後においても農業と農村を担えるのかどうかを検証する必要があるということである。

また、日本の農業経営は集落による補完をその存立条件としてきた。さらに最近では、市町村合併が急激に進もうとしている。農業経営の集落による補完がどのように変質してきたか、また、最近の市町村合併が地域農政にいかなる影響を及ぼすかが明らかにされる必要がある。以上のような考えから、上記のテーマが設定されたのである。

シンポジウムにおいては、5本の報告が行われた。 笹木(鯉淵学園)報告は、自作小農に代わる自立市民型農業経営の発展課題を論じた。 堀越(農林水産政策研究所)報告は、農業経営形態の展開方向を論じた。以上2本の報告は、現在の農業経営がどうなるか、どうあるべきかを論じている。 桂(大阪府立大学)報告は、地域における担い手の連携と補完がどのように行われているかについて、滋賀県の農業センサス分析と事例調査

によって論じた。 岡田(京都大学)報告は、市町村合併と地域経済の関係、農業の担い手育成への影響等について論じた。 原田(東京大学)報告は、経営主体としての家族農業経営の位置付けとその可能性について、日仏の比較のなかから考察した。

以下、堀越報告を簡単に紹介したい。

農家数は、明治以来、500万戸台を維持してきたが、1950年代をピークに減少し312万戸となっている。そうした中で、近年、農業法人経営、特に1戸1法人は急増し、法人経営の62%を占めるに至っている。なお、経営組織別には、農家数はあらゆる経営組織(単一組織については作目。以下同じ)で減少しているのに、農業法人数はあらゆる経営組織で増加している。

このように1戸1法人を中心に農業法人数が増加しているのは、直販、加工、農作業受託等多様な法律行為を数多く行わなければならないからである。また、環境への負荷軽減に配慮した農業への取り組みも、1戸1法人を中心に農業法人経営で高い。今後、伸び率は鈍化するものの、農業経営の法人化はさらに進展するものと見込まれる。また、農業経営の法人化はさらに推進することが適当である。

なお、農家数に対する農業法人経営数の割合は、わが国においては0.58%に過ぎない。他方、原田報告の資料によると、フランスにおいては、有限責任農業経営(EARL)が56千、共同経営農業集団(GAEC)が42千、農業経営民事組合(SCEA)が17千、その他の法人が7千と、組合・会社経営が全体の経営体数の18%を占めている。しかし、フランスでも1970年には、組合・会社経営の割合は0.7%に過ぎなかった。「フランス農業の栄光の30年」のなかで進んできたのは、農業経営の法人化であった。

2004年度の大会(東京経済大学)においては、女性の位置付けなど、家族農業経営の諸問題が取り上げられる予定である。